

社外役員の独立性基準

当社の社外役員については、透明性の高い経営と強固な経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下の通り定める。

なお、社外役員は、下記に定める独立性基準を就任後も維持し、異動があったと認められる場合は取締役会にて検証を行うものとする。

社外役員の独立性基準

当社が上場する金融商品取引所が定める独立性の基準に加え、以下のいずれにも該当しないことを独立性の基準とする。

1. 現在または過去 10 年間に於いて、当社及び当社の子会社（以下、当社グループ）の業務執行取締役である者
2. 過去 5 年間のいずれかの事業年度において、当社への出資比率が 5%以上の大株主またはその業務執行者（注）
3. 過去 3 事業年度における取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の 1%を超える取引先またはその業務執行者
4. 過去 3 事業年度における当社の主要な借入先またはその業務執行者
5. 過去 3 事業年度において、当社グループより年間 1,000 万円を超える寄付を受けた者または受けた団体等に所属する者
6. 過去 3 事業年度において、当社グループより役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える報酬を受けた者
7. 上記 1.から 6.に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族

（注）業務執行者とは業務執行取締役、執行役員をいう。

平成 27 年 12 月 22 日 制定

平成 29 年 3 月 24 日 一部改訂

平成 29 年 8 月 25 日 一部改訂